

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金等の督促
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 73 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 73 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 同法、同法に基づく命令若しくは条例又はこれらによってした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金又は料金を納付しない者に対し、督促状によって納付すべき期限を指定して督促を行うものとする。 2 この場合においては、条例で定めるところにより、督促状の郵送に要する費用を勘案して定める手数料、及び、年 14.5%の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内において定める延滞金を徴収することができる。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金又は流水占用料等の督促
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 74 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		同法第 74 条第 2 項～第 5 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	(強制徴収) 第七十四条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあっては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあっては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。 2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。 3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあっては国税の、都道府県の収入となる場合にあっては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。 5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		附帯工事原因者への費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 14 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		同法第 14 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 次のいずれかにも該当するときは、付帯工事の原因者に工事の費用を負担させることができる。 (1) 都市公園に関する工事により必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事を行うため必要を生じた他の工事であること。 (2) 都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合であること。 2 当該費用負担の対象となる付帯工事とは、例えば、隣接地の工事により公園用地を補強する必要が生じ、この補強工事のため占用物件の移転が必要となる場合等であるが、状況が多様なため、個別の事案の状況に応じて判断するものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手續 ～ 省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		附帯工事費用の原因者負担命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 68 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 197 号
関 係 条 項		同法第 26 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 附帯工事の原因となった河川工事が、他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合には、その必要を生じさせた限度において、当該附帯工事に要する費用の全部又は一部をその原因となったほかの工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。 2 「附帯工事」とは、河川工事により必要を生じた他の工事（例えば河川の拡幅に伴い必要となる橋梁、水門、樋門等の河川工作物の付替え、改築等の工事）及び河川工事を施行するために必要を生じた他の工事（例えば河川工事の材料運搬のために必要とされる道路の拡幅、橋梁の補強等の工事）を、「その必要を生じた限度」とは、工作物の従前の機能と同等の機能を保持するために必要な費用を限度とすることをいう。 3 工事に要する費用には、次のようなものがある。 (1) 附帯工事を施行するために必要な調査、測量、作業場、材料置き場等の仮設物の設置等の準備行為に要した費用 (2) 工事用地の取得、機械器具の購入又は使用等に要した費用 (3) 用悪水路の付替工事によって必要を生じた農道橋の架設工事又は道路橋の継ぎ足し工事及びその取付道路工事に伴い必要を生じた家屋の嵩上げ工事等に要した費用 ※留意点 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和 40 年建設省令第 20 号を参照すること。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		ダムの操作規程の変更命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 47 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		同法第 47 条第 1 項、同法施行令第 29 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、同法第 47 条第 1 項の承認をした操作規程によっては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。 2 「当該ダムに関する工事」とは、ダムが設置された後における堤体の嵩上げ、ゲートの改築等の工事を指す。 3 「河川状況の変化」とは、ダム設置後に生じた変化であって、その変化がダムの設置に起因すると否とを問わないものである。 4 「河川に関する特別の事情」とは、例えば下流の沿岸の状況の変更、当該河川に依存する水需要の著しい変更等広範囲にわたる事情の変更を含むものである。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

（平成 30 年 4 月 1 日作成）

処 分 名		違反車両の通行中止等の措置命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 47 条の 3 第 1 項
法 令（例 規）番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 47 条、第 47 条の 2、車両制限令第 4 条～第 12 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	一般車両又は特殊車両を違法に通行させている者に対し、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための措置をすることを命じることができる。 1 同法第 47 条第 2 項の規定に違反して一般車両を通行させている場合は、同法に適合するよう命じるとともに、必要に応じて通行の中止等を命じる。 2 同法第 47 条の 2 第 1 項の規定により道路管理者が附した条件に違反して特殊車両を通行させている場合は、当該条件に適合した措置を講じることが命じるほか、必要に応じて通行の中止等を命じる。 3 道路において同法第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準を超える特殊車両を通行させている場合（車両制限令第 12 条の規定により道路管理者が附した条件に違反して特殊車両を通行させている場合を含む。）においては、1 又は 2 に準じた措置を講じる。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		延滞金の徴収
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 74 条第 5 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		同法第 74 条第 1 項、同法施行令第 39 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 同法第 74 条第 1 項の規定により、負担金又は流水占用料等の納付を督促をした場合においては、同項の負担金等の額につき年 14.5 パーセントの割合で、納入通知書において指定された納期限の翌日からその負担金又は流水占用料等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。 2 延滞金の計算に関し、納期限後に負担金又は流水占用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金又は流水占用料等の額は、その納付のあった額を控除した額である。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		河川の従前の機能の維持の指示
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 44 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		同法第 44 条第 2 項、同法施行令第 23 条、第 24 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 ダム（河川の流れを貯留し、又は取水するため同法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置するダムで基礎地盤から堤頂までの高さが 15m 以上のものをいう。以下同じ。）で同法施行令第 23 条で定めるものを設置する者に対し、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合に、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとることを指示することができる。 2 「河川の状態が変化し、洪水時における従前の機能が減殺される」とは、ダムの設置によって、従前は洪水が疎通していた河道が貯水池に変化したために生ずる河道貯留の減少、洪水伝播速度の増大及び背水、背砂の影響という 3 つの現象を指す。 3 指示の基準は同法施行令第 24 条で定める次のとおりであり、(1)は背水、背砂の影響に、(2)は河道貯留の減少及び洪水伝播速度の増大という機能の減殺に対処するためのものである。 (1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端付近における自然排砂を促進するための予備放流その他これらに類する措置を行わせること。 (2) 同法施行令第 23 条第 1 号又は第 2 号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式により、当該増加流量を調整することができると認められる容量を確保させること。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

備

考

意見陳述の手續 ～ 省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可の取消し、措置命令等
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 27 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者 2 当該処分は、違反の程度、悪意の程度、公園管理者の受けた損失の程度を勘案して、都市公園を保全し、公衆の都市公園の利用を確保するために必要な範囲で行うものとし、違反行為と監督処分との均衡を慎重に考慮する。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続 設置・占用許可の取消 ～ 聴聞 その他 ～ 弁明の機会の付与又は省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可の取消し、措置命令等
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 27 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		都市公園法第 27 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、同法第 27 条第 1 項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) (1)、(2)に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 2 上記 1 の (3) の「公益上やむを得ない必要が生じた場合」とは、広く社会一般の利益を保護するために必要が生じた場合をいう。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続 設置・占用許可の取消 ～ 聴聞 その他 ～ 弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可等の取消、工作物除却命令等
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 71 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	次の一に該当する者に対して、許可等を取り消し、又は工事等の中止、工作物の除却等を命じることができる。 - 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 道路の新築、改築又は修繕に関する工事を行うため、道路管理上の理由から必要となった場合のことである。 - 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 例えば、交通量の激増、通行車両の大型化等に伴い道路の占用物件又はその占用に関する工事が道路の構造又は交通に著しい支障を生ぜしめた場合等である。 1 及び 2 のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 例えば、飛行場の設置に伴い近傍の道路の電柱を除却させる必要が生じた場合等である。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続―聴取（取消し）又は弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

（平成 30 年 4 月 1 日作成）

処 分 名		許可等の取消、工事中止命令等
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 75 条第 1 項
法 令（例 規）番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 次の一に該当する者に対して、処分の原因及び対象、河川管理上の支障の程度、態様等からみて必要な場合に、同法若しくは同法に基づく政令若しくは規則の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、又は工事その他の行為の中止等の処分をすることができる。 (1) 同法若しくは同法に基づく政令若しくは規制の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物等を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物等を使用する権利を取得した者 (2) 同法又は同法に基づく政令若しくは規則の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者 (3) 詐欺その他不正な手段により、同法又は同法に基づく政令若しくは規則の規定による許可又は承認を受けた者 2 当該処分の内容は次のとおりであるが、これらの処分は、択一的に行われるとは限らず必要に応じて二以上の方法を組み合わせてとられる。 (1) 許可又は承認についての取消し、変更若しくは効力の停止又は条件の変更若しくは附加を行う処分 (2) 工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害の除却若しくは予防のため必要な施設の設置その他の措置又は河川の原状の回復
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—聴聞（取消）又は弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可等の取消、工作物除却命令等
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 71 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 次の一に該当する者に対して、許可等を取り消し、又は工事等の中止、工作物の除却等を命じることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者 (3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者 2 必要な処分については、個別の事例ごとに、違反の内容及び道路管理上の支障の程度などを総合的勘案して判断するものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—聴取（取消し）又は弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可等の取消、工事中止命令等
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 75 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 197 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 次の一に該当する場合であつて、処分の原因及び対象、河川管理上の支障の程度、態様等からみて必要なときは、同法又は同法に基づく政令若しくは規則の規定による許可又は承認を受けた者に対し、許可若しくは承認の取消し、工事その他の行為の中止等の処分をすることができる。 (1) 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失った場合 (2) 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があった場合 (3) 洪水、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上支障を生ずることとなった場合 (4) 河川工事のためやむを得ない必要がある場合 (5) (4) の場合のほか、公益上やむを得ない必要がある場合 「公益上やむを得ない必要がある場合」とは、河川工事以外の河川管理上必要な場合又は広く社会一般の利益を保護するために必要を生じた場合をいう。 2 当該処分の内容は次のとおりであるが、これらの処分は、択一的に行われるとは限らず、必要に応じて二以上の方法を組み合わせてとられる。 (1) 許可又は承認についての取消し、変更若しくは効力の停止又は条件の変更若しくは附加を行う処分 (2) 工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害の除却若しくは予防のため必要な施設の設置その他の措置又は河川の原状の回復
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	備 考	意見陳述の手続—聴聞（取消）又は弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		原因者への工事費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 59 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 59 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	同法第 59 条第 1 項の道路に関する工事が、他の工事又は他の行為がなければ道路に関する工事を施行する必要がなかったと認められる場合においては、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		原因者への工事費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 58 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 22 条第 1 項、第 73 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 次の一に該当する場合においては、原因者に対して相当の費用負担を命じるものとする。ただし、これに該当する場合であっても、これによることが適当でない合理的な事情なり理由がある場合においてはこの限りでない。 (1) 道路に関する工事以外の他の工事又は他の行為がなされた結果、道路に関する工事が必要となり、道路管理者が当該工事の施行又は維持を行った場合 (2) 道路に関する工事以外の他の工事又は他の行為を行うため、あらかじめ必要となった道路に関する工事で道路管理者が当該工事の施行又は維持を行った場合 2 上記 1 の (1) の場合には、これに要した費用のうち、当該工事の必要を生じさせた範囲内の費用について、(2) の場合には、これに要した費用で、必要を生ぜしめた原因が現に存し、また、その原因により生じる結果が相当程度明白に予想される範囲内の費用について負担を命じるものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		原状回復等に代る措置の指示
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 40 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 40 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 同法第 40 条第 1 項の規定による原状の回復、又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示を行うことができる。 2 「原状に回復することが不適當な場合」とは、例えば地下埋設管路等を撤去するために道路を掘り返し、その結果、工事の間の地上交通に危険を及ぼし原状回復を行わない方が得策である場合などである。 3 「必要な指示」とは、道路の構造保全、工事中の工事の危険防止等の道路管理上の必要の範囲内で状況を総合的に判断して行うものである。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		原因者への費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 13 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用について、当該都市公園に関する工事の原因者に負担させるものとする。 2 「都市公園に関する工事以外の工事」とは、例えば、水道管の地下埋設工事等をいい、「都市公園を損傷した行為により必要を生じた工事」とは、例えば、自動車等で公園施設を破損したことにより必要となった工事等をいい、「都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた工事」とは、例えば、公園利用の大型バス等の通行により必要となった園路の補強工事等をいう。 3 費用負担の程度は、発生した都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為に全て起因する場合は都市公園に関する工事に要する費用の全てを、その工事が他の工事又はたの行為により必要を生じて行われる工事の程度を超えて行われた場合は都市公園の工事に要した費用から超えた部分に要した費用を差し引いたものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続 ～ 省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		原状回復等の措置の指示
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 10 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		同法第 10 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 同法第 5 条第 1 項の公園施設等の設置の許可又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の都市公園の占用の許可を受けた者に対して、当該許可に係る期間が満了し、又は廃止するときに原状の回復又は原状に回復することが不適切な場合の措置について必要な指示を行うことができる。 2 指示する事項は、都市公園の保全と公衆の利用を確保し、その管理の適正を期するために必要な範囲内に限るものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続 その他 ～ 弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		公園予定地における原状回復等の措置の指示等
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 33 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		同法第 10 条第 2 項、第 13 条、第 14 条第 2 項、 第 27 条第 1 項及び第 2 項、第 28 条第 4 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	(原状回復) 第十条 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 (原因者負担金) 第十三条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 (附帯工事に要する費用) 第十四条 都市公園に関する工事により必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事を行うため必要を生じた他の工事に要する費用は、第八条の規定により許可に附した条件に特別の定がある場合及び第九条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。 (監督処分) 第二十七条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止

		し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。 一 この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者 ２ 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 （監督処分に伴う損失の補償） 第二十八条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。 ２ 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。 ３ 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。 ４ 公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	意見陳述の手續 ～ 弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		工作物管理者への費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 60 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用) 第六十条 第二十一条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		工作物用途廃止後の原状回復命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 31 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		同法第 31 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 同法第 26 条第 1 項の許可を受けて工作物を設置している者から当該工作物の用途を廃止した旨の届出があった場合には、河川区域内における河川管理上必要な工作物以外の工作物の存在は、本来好ましくないものであることから、工作物をそのまま又は一部改造して存置することが河川管理上望ましい場合を除き、用途廃止された工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずるものとする。(同法第 31 条関係) 2 治水上、利水上、河川環境の保全上、歴史上又は河川の使用状況等から、当該工作物をそのまま又は一部改造することにより存置することが望ましい場合においても、当該工作物を存置することによる河川管理上の影響を明確にし、必要な措置をとることを命ずることができる。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続 ～ 弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		工事原因者に対する工事施行命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 18 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）が原因であることが明らかであり、かつ、その結果河川工事を要する場合において、当該原因者が河川工事を行うことが河川管理上の支障を生じさせないときに、当該河川工事の施行を、その原因者である当該他の工事又は当該他の行為の行為者に命ずることができる。 2 「河川工事以外の工事」とは、例えば、農業用の堰の工事のため必要を生じた河川の護岸の補強等を、「河川を損傷した行為」とは、例えば、護岸を破壊した船の衝突等を、「河川の現状を変更する必要を生じさせた行為」とは、例えば、船による一時的な荷役のために必要を生じた護岸の形状変更又は補強等をいう。 3 なお、工事原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該工事原因者に当該河川工事を施工させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該工事原因者に当該河川工事の施行を命じない。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手續 ～ 弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

（平成 30 年 4 月 1 日作成）

処 分 名		工事原因者の工事施行命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 22 条第 1 項
法 令（例 規）番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 58 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 次の一に該当する場合において原因者に対して工事施行又は維持を命じることができる。 (1) 他の工事又は他の行為を行うために事前に必要を生じたときは、次の要件をすべて満たす場合とする。 ① 必要が生じた原因が現に存在すること。 ② その原因により生ずる結果が相当程度明白に予想されること。 ③ 原因者が当該工事又は維持（以下「当該工事等」という。）を施行しても道路管理に支障がないこと。 (2) 他の工事又は他の行為を行うために事後に必要を生じたときは、次の要件をすべて満たす場合とする。 ① 道路の破損等が通常の用法を逸脱して使用し、あるいは道路管理者の指示した制限に反して使用した結果生じたものであること。 ② 原因者が当該工事等を施行しても道路管理に支障がないこと。 2 ただし、上記 1 の (1) 又は (2) に該当する場合であっても、これによることが適当でない合理的な事情なり理由がある場合はこの限りでないが、工事に要した費用は、同法第 58 条の規定により、原因者に命じることができる。 3 「他の工事」とは、当該道路を営むすべての道路法上の道路に関する工事以外の工事であり、「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為である。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		工事費用の原因者への負担命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 67 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 197 号
関 係 条 項		同法第 18 条第、第 73 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事に要する費用については、当該河川工事が同法第 18 条により工事原因者に施行を命じるべきものに該当する場合に、その必要を生じた限度において、当該地の工事又は他の行為の費用負担者にその全部又は一部を負担させることができる。 2 「他の工事」とは、河川工事以外の工事を、「他の行為」とは、河川を損傷した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為を、「必要を生じた限度」とは、他の工事又は他の行為により直接必要を生じた河川工事であって、当該必要を生じた時点における河川又は河川管理施設の機能回復に要した費用を限度とすることをいう。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		工事費用の受益者への負担命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 70 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 197 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、条例で定めるところにより、その利益を受ける限度において、その者に当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 「利益」は、河川工事によって生ずるものであり、したがって、河川の維持、河川管理施設の操作その他の管理によって利益を受ける場合は含まれない。 3 「利益を受ける限度」とは、受ける利益を金銭に見積った額（受益額）を最高限度とする意味であり、また、河川工事に要する費用の全額を負担させるものではなく、その一部を負担させるものである。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		洪水時等における業務従事命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 22 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		同法第 22 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	洪水、高潮等による危険が切迫し、緊急の必要があるときは、付近に居住する者又はその現場にある者に対して、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるための業務に従事することを命じることができる。 なお、「危険が切迫し」とは、警戒水位を超えた場合等をいう。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続 ～ 省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		洪水調節のための指示
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 52 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。 2 指示の具体的な内容としては、例えば次のようなものが考えられる。 (1) 予備放流の指示 洪水発生前に、洪水調整を行うことができる空虚容量を確保するため、ダムから放流を行うことの指示 (2) 貯留制限の指示 洪水発生前に、貯留を進めているダムに対し、貯留を止め、又は制限することを求める指示 (3) 洪水調整の指示 ダム地点に洪水が発生しているときにおいて、当該洪水をダム操作によって調整することの指示 (4) 解除の指示 洪水のピークが過ぎた後等において、洪水調整を止めることの指示
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		車両積載物の落下予防等措置命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 43 条の 2
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、当該車両の運転者に対し必要な措置をとることをめいじることができる。 2 「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある」と判断するのは、道路管理者又は道路監理員であり、現場の状況を総合的に見て判断するものである。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		受益者への工事費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 61 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 61 条第 2 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路に関する工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、条例で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		措置費用の原因者への負担命令
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 27 条第 9 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		都市公園法第 27 条第 3 項～第 6 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	同法第 27 条第 3 項から第 6 項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他同法第 27 条第 3 項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続 設置・占用許可の取消 ～ 聴聞 その他 ～ 弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		損失補償額の原因者への命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 76 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 197 号
関 係 条 項		同法第 75 条第 2 項、第 76 条第 1 項～第 3 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	同法第 75 条第 2 項第 5 号に該当し河川工事以外の公益上やむを得ない必要があり同項の規定による処分を行い、当該処分により損失を受けた者に対し同法第 76 条第 1 項の規定により河川管理者が補償した場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		他の工作物管理者の工事施行命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 21 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 道路と工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持させることが適当であると認められるときは、同法第 20 条及び第 31 条の規定によって協議をした場合を除く外、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。 2 「適当であると認めるとき」とは、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせる方が、道路管理面からも、他の工作物の管理の上からもともに利益であるように、客観的に判断して適当であると認められるときである。 3 当該命令の対象となる行為は道路の新設、改築又は修理に関する工事及び当該道路の維持である。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		通行の中止その他の措置命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 48 条の 16
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 48 条の 9 第 1 項～第 3 項、同法施行規則第 4 条の 15
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	同法第 48 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定に違反している次の者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命じることができる。 1 自転車専用道路を自転車による以外の方法によりみだりに通行している者 2 自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両によりみだりに通行している者 3 歩行者専用道路を車両によりみだりに通行している者
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		通損補償の原因者に対する補償額の負担命令
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 28 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		都市公園法第 27 条第 2 項第 3 号 同法第 28 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 同法第 28 条第 1 項の規定による補償の原因となった損失が前条第 2 項第 3 号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。 2 補償金額は、土地収用法による物件に関する補償基準及び関係補償基準を準用することとする。ここで、「他の公益上の理由によるとき」とは、広く社会一般の利益を保護するために必要を生じたときをいう。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続 ～ 省略

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		都市公園の占用許可
根拠法令(例規)及び条項		都市公園法第 6 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項		同法第 6 条第 2 項・第 4 項、第 7 条 同法施行令第 12 条第 2 項、第 14 条～第 17 条 同法施行規則第 5 条～第 8 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	1 占用物件は次のものであること。 (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し、災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 標識 (7) の 2 同法施行規則第 5 条の 2 に規定する食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設 (7) の 3 同法施行規則第 5 条の 3 に規定する環境への負荷の低減に資する発電施設 (8) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの (8) の 2 蓄電池で地下に設けられるもの (8) の 3 同法施行規則第 6 条に規定する水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの (9) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの (10) 索道及び鋼索鉄道 (11) 警察署の派出所及びこれに附属する物件 (12) 天体、気象又は土地観測施設 (13) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 (14) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場 (15) 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第 2 条第 6 号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内

		の建築物に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設 (16) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設 2 当該占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。 3 同法施行令第 15 条、第 16 条及び第 17 条に掲げる技術基準に適合していること。 4 占用期間については、同法第 6 条第 4 項及び施行令第 14 条第 1 項から第 4 項による。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		15 日～30 日程度
備考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路に関する必要な措置命令
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 47 条の 3 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 47 条第 4 項、車両制限令第 4 条～第 12 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者の車両が同法第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命じることができる。 2 「路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者」とは、定期便トラックの事業者等をいい、「反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者」とは、例えば、工場から特定の港湾、倉庫等に繰り返して商品を運搬しようとする者等をいう。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続一弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路占用料の徴収
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 39 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 2 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路の占用を許可したときは、美唄市道路占用条例の定めるところにより、 占用料を徴収するものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路予定区域について第 39 条第 1 項を準用
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 91 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 39 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路法第 39 条第 1 項「道路占用料の徴収」処分基準を準用する。 道路の占用を許可したときは、美唄市道路占用条例の定めるところにより、占用料を徴収するものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		道路法第 39 条第 1 項を準用 意見陳述の手続－省略

不利益処分処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路予定区域について
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 91 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 40 条第 2 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路法第 40 条第 2 項「原状回復等に代る措置の指示」処分基準を準用する。 1 同法第 40 条第 1 項の規定による原状の回復、又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示を行うことができる。 2 「原状に回復することが不適当な場合」とは、例えば地下埋設管路等を撤去するために道路を掘り返し、その結果、工事の間の地上交通に危険を及ぼし原状回復を行わない方が得策である場合などである。 3 「必要な指示」とは、道路の構造保全、工事中の工事の危険防止等の道路管理上の必要の範囲内で、状況を総合的に判断して行うものである。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		道路法第 40 条第 2 項を準用 意見陳述の手続－弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路予定区域について
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 91 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 44 条第 4 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路法第 44 条第 4 項「工作物管理者の危険防止措置命令」処分基準を準用する。 1 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあり、その損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対し、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命じることができる。 2 「土地、竹木又は工作物」とは、土地及びこれに設けられる有形物のすべてであり、「管理者」とは、土地等の管理権限を持っている者である。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		道路法第 44 条第 4 項を準用 意見陳述の手続－弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路予定区域について
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 91 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 48 条第 2 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路法第 48 条第 2 項「道路保全立体区域内での措置命令」処分基準を準用する。 1 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあり、その損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地等の所有者又は占有者に対して、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命じることができる。 2 当該命令を行い措置させるべき特別の必要性があるか否かは個別のケースごとに判断するものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		道路法第 48 条第 2 項を準用 意見陳述の手続－弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路予定区域について
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 91 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 48 条第 4 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路法第 48 条第 4 項「行為の中止、物件の除却等の命令」処分基準を準用する。 1 同法第 48 条第 3 項の規定に違反している道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をとることを命じることができる。 2 「その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置」としては、例えば、爆発物を取り扱うに際して、シェルターを設ける等の措置を 3 いう。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		道路法第 48 条第 4 項を準用 意見陳述の手続－弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路予定区域について
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 91 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 71 条第 1 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路法第 71 条第 1 項「許可等の取消、工作物除却命令等」処分基準を準用する。 1 次の一に該当する者に対して、許可等を取り消し、又は工事等の中止、工作物の除却等を命じることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者 (3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者 2 必要な処分については、個別の事例ごとに違反の内容及び道路管理上の支障の程度などを総合的勘案して判断するものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	備 考	道路法第 71 条第 1 項を準用 意見陳述の手続－聴聞（取消し）又は弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路予定区域について
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 91 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 71 条第 2 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	道路法第 71 条第 2 項「許可等の取消、工作物除却命令等」処分基準を準用する。 次の一に該当する場合においては、許可等を取り消し、又は工事等の中止、工作物の除却等を命じることができる。 1 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 道路の新築、改築又は修繕に関する工事を行うため、道路管理上の理由から必要となった場合のことである。 2 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 例えば、交通量の激増、通行車両の大型化等に伴い道路の占用物件又はその占用に関する工事が道路の構造又は交通に著しい支障を生ぜしめた場合等である。 3 1 及び 2 のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 例えば、飛行場の設置に伴い近傍の道路の電柱を除却させる必要が生じた場合等である。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		道路法第 71 条第 2 項を準用 意見陳述の手続－聴聞（取り消し）又は弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

（平成 30 年 4 月 1 日作成）

処 分 名		特別水利使用者への費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		河川法第 70 条の 2 第 1 項
法 令（例 規）番 号		昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項		同法第 70 条の 2 第 2 項～第 4 項、同法施行令第 38 条の 3～第 38 条の 7
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
処 分 基 準	基 準	1 河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によって生ずる郊外を除却し、又は軽減することのほか、特別水利使用者に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの（河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。）に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、条例で定めるところにより、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。 2 「特別水利使用者」とは、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占有する者であり、例えば流水を上下水道又は工業用水道の用に供する者等がこれに当たるが、具体的には、同法第 70 条の 2 第 2 項の規定に基づく関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事等からの意見聴収等の手続を経て特定することとなる。 3 「河川の流水の状況を改善する」とは、例えば、洪水防御、水質浄化、流量調整等のことである。また、「特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において」とは、河川工事によって受けることとなると認められる利益の限度において」とは、河川工事によって受ける利益を金銭に見積った額を最高限度とするという意味だが、同法第 70 条の受益者負担金の場合と異なり、管理に要する費用も一部負担させることができるものである。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続一省略